

備忘録ないしは切り抜き帳(その253)

[2024年1月17日(水)]

○今朝の神戸新聞社説『「予災者」へ 記憶継承「30年が限界」に挑む』を以下に転載させていただく。「29年前、この地で多くの命が失われた。残された者が再起へ流した涙と汗。さまざまな人の励まし。私たちはそれらを受け止めた生き方をできているだろうか。命を守り、一人一人を大切に、支え合う社会を築く。鎮魂の祈りがささげられる1月17日の朝、誓いを新たにしよう。各地で自然災害の発生が相次ぐ。特に1月1日に石川県能登地方で起きた地震は、阪神・淡路大震災と同じ「震度7」。私たちの心も、大きく揺さぶられた。立ち尽くす被災者の姿は29年前と重なる。災害をなくすことはできないが、積み重ねた経験と教訓を生かし、被害を減らすことはできる。次世代に受け継ぐ営みが重みを増す一方で、災害の記憶継承は「30年が限界」ともされる。壁を乗り越え、改めて体験を語り継ぐ意味を考えたい。

「1.17」のきょう、神戸など各地の小中学校で震災学習や防災訓練が実施される。神戸市須磨区の鷹取中学校では、今回新たなスタイルの震災学習に挑んだ。「阪神・淡路」を知らない中学3年生が「語り部」となり、さらに下の世代に当たる小学生に伝えるという取り組みだ。生徒たちは昨年11月から、震災当時の教員や生徒、震災で弟を亡くした男性らの話を聞くなど、1月上旬まで計10回の授業を重ねてきた。

「わがこと」と捉える 12月14日、鷹取中の体育館に3年生165人が集まった。当時、同校2年だった神戸市職員福田敬正さん(43)が、被災直後の状況を伝える写真などを示しながら、防災、減災の大切さを説いた。同校では、激しい揺れで生徒2人が犠牲になった。近くの商店街が炎に包まれ、行き場を失った住民らが避難してきた。一時は約2500人が体育館や教室に身を寄せ、市内で最大規模の避難所となった。自宅が全壊した福田さんは「初日は食パン1枚だけ。翌朝、学校におにぎりが届いたが、全員分はなかった」と語った。生徒たちも食事を配るなどボランティアに奔走した。「備えるとは、命を守ること」と福田さんは力を込めた。話を聞いた女子生徒は「災害時にどう動くか、考える大切さを伝えたい」と語った。日常を突然奪われた人の心の中は聞いた話から想像するしかない。震災学習を企画した3年の学年主任、朝生健大教諭(34)は「受け身になりがちだが、生徒自身が伝える側に回ることで、災害を『わがこと』と捉えられるのでは」と考えた。授業のテーマを「予災者から予災者へ」としたのも、そうした願いからだ。近い将来、南海トラフ地震に遭う可能性のある子どもたちを「予災者」と名付けることで、災害をリアルに感じ取ってほしいと。生徒たちは能登地震に阪神・淡路の教訓が生かされているかどうかなども話し合い、教材を仕上げた。朝生教諭は「人々の苦難を目の当たりにして、人ごとではないとの思いを強くした」と手応えを語る。震災を知る語り部は、年々減っていく。次の世代が記憶を丁寧に引き継ぎ、発信していかなければならない。

失うことに向き合う 関西学院大の金菱清教授(災害社会学)も、震災をまず「自分ごと」として捉えるプロセスが重要だと考え「大切なものを失う」ことを疑似体験する講義を続けている。東日本大震災の津波で両親を失った女性の体験談を聞いた後、大切な人や物の名を記したカードを1枚ずつ選び、破るよう学生に迫る。遺族の話に自分を重ね、カードを破る手が止まる。過呼吸になる人もいる。「日常が壊れていく過程と関連づけることによって、震災を知らない学生らも今後起こり得る災害の悲惨さ、痛みと向き合える。災害を一步引き寄せて考えるきっかけとなる」と金菱教授は意義を語る。「かけがえのないもの」を守るために、地域を超え世代を超えて記憶と教訓を受け継ぎ、防災の心構えを確かなものにする。その大切さを胸にしっかり刻み込んでおきたい。」

○今朝の毎日新聞余録『「TKB48」は避難所の設置目標(仮題)』を、以下に転載させていただく。「TKB48」は

災害関連死の防止につながる避難所の設置目標という。トイレ、キッチン、ベッドを48時間以内に設置し、被災者が安心して滞在できる環境を確保することを指すが、日本ではまだまだ実現が難しい。
▲29年前の阪神大震災では「トイレパニック」が



小学校の体育館に避難した人々＝神戸市灘区で1995年1月17日午後7時15分撮影



ビニールハウスを避難所にして過ごす住民たち＝石川県輪島市郊外で2024年1月2日午後2時58分

叫ばれた。避難所暮らしを迫られた被災者が直面したのが、停電と断水で水を流せず、汚物であふれたトイレとの格闘だった。下水道が完備された神戸は災害対策が不十分だった。▲夜間に迷惑をかけたくないとトイレに近い避難所の隅に座り、水を飲むのを控える高齢者もいた。水分が足りないまま、体育館などで「雑魚寝」を続けては、エコノミークラス症候群につながりやすい。▲日本と同様に火山や地震災害の多いイタリアの自治体は、温かい料理を提供できるキッチンカーを備えているそうだ。東日本大震災や熊本地震でも、国際基準に比べて十分とはいえない避難所のあり方が議論された。▲能登半島地震では山地の多い地形が避難や支援の障害になっている。快適なトイレカーも支援に派遣されているが、道路が寸断された場所では使えない。雪の中、ビニールハウスの即席避難所で暮らす高齢者の姿に胸が痛む。▲生活環境が整ったホテルや旅館への2次避難が、当面の「最適解」なのだろう。だが、実際に避難した人は少数という。古里を離れることに不安を感じるのは当然だ。心のケアを含め、被災者が尊厳を持って暮らせる避難場所を提供できるのか。社会の質が問われる課題である。」



今期の東京新聞、佐藤正明氏の風刺漫画「右を優先！」

[2024年1月18日(木)]

- 今朝の朝日新聞社説『地震と原発 幅広い視点で教訓導け』を以下に転載させてい
ただく。「能登半島地震は原子力防災にも多くの課題を突きつけた。電力会社や政府、自治体は幅広い視野で
検証し、何が教訓か考える必要がある。北陸電力志賀原発では、使用済み燃料プールの水がこぼれ、冷却ポ
ンプも一時止まった。外部電源を受ける変圧器が損傷し、油が漏れた。周辺に自治体や国が設けている放射線量の測定設備の一部は、
データが送れなくなった。いずれも原因や影響を詳細に調べなければならぬ。地震による津波の影響について、北陸電力は当初敷地
内に海水を引き込んでいた水槽の「水位変動は確認できなかった」としていたが約3m上昇していた。変圧器から漏れた油の量も最初の
発表の5倍以上だった。相次ぐ訂正に、経済産業省から正確な情報発信を指示された。慎重になるあまり発表が遅れてはならないが、誤
情報は住民に不安を与え、被害の過小評価は重大な結果を招きかねない。他の電力会社も含め教訓にすべきだろう。志賀原発は敷地内
の断層の評価をめぐり、2号機の再稼働の審査が長引いている。2016年に有識者会合が「活断層と解釈するの
が合理的」と評価したが、北陸電力が反論し、原子力規制委員会が昨年、同社の見解を認めたところだった。
一方、規制委は10日に、今回の地震の知見を収集するよう原子力規制庁に指示した。地震の審査を担当する
委員は「いくつかの断層が連動して動いている可能性がある。専門家の研究をフォローし審査にいかす必要
がある」と発言しており、丁寧な分析と検討が求められる。活断層や地震の連動、揺れの想定や施設への影
響など、今回の地震が浮き彫りにした課題は志賀原発にとどまらず全国の原発に多かれ少なかれ共通する。
今回の震源の近くには、かつて珠洲原発の立地も検討されていた。教訓を引き出し、規制や防災に役立てな
なければならない。今回の地震では、道路の寸断による半島の孤立も改めて問題になった。四国電力伊方原発
や東北電力女川原発なども半島にある。原発事故が起きた場合に避難や救援を妨げかねない。家屋の激しい
損壊状況を見れば、放射線を避けるための屋内避難もできない恐れがある。規制委は原子力災害対策指針の
見直しを検討するというが、緊急対応や避難対策の課題を掘り下げてほしい。地震大国での原発のリスクが
改めてあらわになった。政府は原発の活用にも前のめりの姿勢を改めるべきだ。」
- 東京新聞こちら特報部の『石川県「能登でM8.1」試算をしながら防災計画は「M7.0」想定 知事は「震災
少ない」と企業誘致に熱』なる特集記事を以下に転載させていただく。「気象庁が、M7.6と発表した能登半島
地震。過去をたどると不可解な点が浮かぶ。地元の石川県は2012年、今回の震源地の能登半島北方沖でM8.1
の地震が生じると試算したが、家屋倒壊などの被害想定を示さず地震対策の議論を先送りした。当時から
住宅の耐震化などを進めていれば、「救えた命」がなかったか。「地震リスクが周知されず」で済ませていい
か。(署名記事) ◆多数の家屋が倒壊して被害が拡大 「住まいを追われたお年寄りたちは農業用テントで身を
寄せ合いながら暮らしていた。孤立した集落に行き場はどこにもない」 そう声を落としたのは、地震発生翌
日の2日夜に被災地入りしたジャーナリストの堀潤氏だ。今回の地震で目を見張るのが、倒壊家屋の多さだ。
石川県によると、17日午後2時現在の判明分(全半壊、一部破損)で2万2000余の住宅に被害が出た。能登半島の



志賀原発=2024年1月2日、石川県志賀町、朝日新聞社機から

先端にある珠洲市、西隣の輪島市は集計困難として除かれており、実際の数はさらに多くなる。県が17日までに氏名を公表した犠牲者59人のうち、9割が家屋倒壊で亡くなった。堀氏は「畜産用の牛舎の倒壊も激しく、生業を維持できない。古い木造家屋は壊滅的だ」と語る。耐震化の遅れは被害の拡大を招いたとみられる。現在の耐震基準を満たす住宅の割合(耐震化率)は、全国平均の87%(2018年度)に対し珠洲市は51%(同)、輪島市は46.1%(2022年度)にとどまる。◆「多分連動するような断層の配置」「考慮して当然」これらの甚大な被害は想定外と言えるのか。震源地は能登半島の北側辺りとされる。政府の地震調査委員会は、能登半島沖の北東から南西にある複数の活断層が連動し、大きな揺れを引き起こした可能性に言及している。能登半島の北方沖では、かねて複数の活断層の存在が指摘されていた。国の研究機関「産業技術総合研究所」の岡村行信氏らは2010年の「能登半島北部周辺20万分の1,海域地質図説明書」で四つの活断層を記載した。産総研によると、半島北岸の5~10km沖で海岸と平行に逆断層が分布し、一つ当たり20km前後の長さで四つに区分される。2012年3月にあった経済産業省原子力安全/保安院の「地震津波に関する意見聴取会(活断層関係)」では、北陸電力志賀原発の審査に際し岡村氏が委員として出席。四つの活断層が連動する可能性に触れた。議事録には「多分連動するような断層の配置」「考慮して当然」といった岡村氏の発言が残る。◆石川県の資料に確かに「M8.1」と これを受け北電は、「約95km区間の連動を考慮すると、マグニチュード8.1相当になる」という試算を報告した。岡村氏は取材に「原発の安全性審査のためには、最大クラスの地震規模を想定することが必要だった」と当時を回想した。北電の試算と同じ月には、県が「平成23年度石川県津波浸水想定調査」の報告書をまとめ、能登半島の北方沖で活断層が95kmにわたって動く場合の地震規模を見積もった。翌月の2012年4月の説明資料には、M8.1という試算結果が記されている。地震波の最大振幅を踏まえる気象庁の算出方式に基づいた値で、震源断層のずれの大きさから計算する「モーメントマグニチュード(Mw)」は7.66。同月にあった県防災会議の震災対策部会で県の試算が報告され、北陸中日新聞などで報じられた。◆その後、地域防災計画は見直しに 地域に合った対策を定めるのが県の役目だ。災害対策基本法によれば、住民の命や財産を災害から保護するために都道府県が取る対策は、地域防災計画に盛り込むことになっている。県は「能登半島北方沖でM8.1」の試算後、地域防災計画の津波災害対策編に反映させた。2012年5月のことだ。各地の津波高や到達時間を出し、津波ハザードマップの作成や避難路の整備などの対策も示した。2014年9月に、政府の有識者会議「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が報告書をまとめ、「能登半島北方沖でMw7.6」の地震を見立てると、県はこの報告書を考慮し、地域防災計画の津波災害対策編を見直した。◆なぜか地震想定を小さく据え置いていた 不可解なのが県の地震対応だ。地域防災計画の地震災害対策編では「能登半島北方沖でM8.1」を盛り込まず、1997年度公表の想定を据え置いた。記載した地震の規模は「北方沖でM7.0」。地震による被害も「ごく局地的な災害で災害度は低い」とし死者は7人、建物全壊は120棟、避難者数は約2780人と見積もった。こうした想定は備えを鈍らせなかったか。本来は多数の家屋倒壊や道路の損壊といった地震の被害を念頭に置き、耐震化の予算を付け、孤立対策などを準備すべきだったのではないか。科学ジャーナリストの添田孝史氏は「これだけ何もしてこなかったのは理解を超えるレベルだ。被害想定ができていなかったために初動も遅れ、正確な情報も集まらず、自衛隊の救援も含めて人手確保ができないまま全てが後手に回ったのではないかと話す。金沢大の平松良浩教授(地震学)も「あんなに更新されていない地域防災計画は実効性がない。自治体は住民の命と財産を守るのが根本。喫緊の課題だったが、県の動きは鈍かったと言わざるを得ない」と語る。

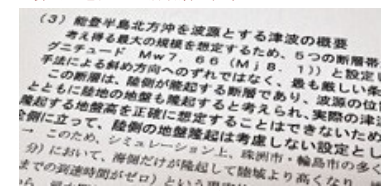
◆7期28年の谷本県政 当時は北陸新幹線開通を控えた時期 M8.1の試算は、1994年から7期28年にわたって知事を務めた谷本正憲氏の在任中に行われた。しかし谷本県政では、地域防災計画の地震災害対策編に反映されなかった。試算が出た2012年は東日本大震災の翌年。県議会の会議録によれば、谷本氏は「震災が少ない地域」とアピールしながら企業誘致に力を入れ、北陸新幹線の金沢開業を控えて誘客に躍起になっていた。



倒壊した民家で行方不明者の捜索をする消防隊員ら=5日、石川県輪島市町野町で(東京新聞へ「あさづる」から)



2012年4月の石川県の説明資料。M8.1の試算時に想定した活断層を記す



マグニチュード8.1の試算結果を記す県の説明資料。「Mj」は気象庁の算出方式で導く値



輪島市内から能登半島北部を望む=1月17日

そんな中、県が地震の被害想定を据え置いたのはなぜか。県危機対策課の南良一課長によれば、政府の方針が関係しているという。政府の地震調査委が発表する主要な活断層の「長期評価」は2017年から海底活断層も加えて調査しているが、能登半島沖は検討が始まったばかり。南課長は「本県から働きかけて国に調査をしてもらった手前、それを待たずして先行するのはどうか。県としては国の調査結果をずっと待っていた」と述べる。現知事の馳浩氏が就任した2ヵ月後の2022年5月、地域防災計画の地震災害対策編を見直すと決めた。ただ、早ければ25年度の公表という作業工程で、今回の地震には間に合わなかった。◆「災害は政治的な現象がよく現れる」「国を待つ」姿勢だけで本当に良かったのか。東京女子大の広瀬弘忠名誉教授(災害リスク学)は「国の支援に頼りきるのではなく、ある程度、県や市が幾分か自力でできる力を付け、地域にその力を持たせていく必要があった。ところが今回、状況も全容もつかめず、国の激甚災害に指定されたのも10日後だった」と述べ、こう訴える。「災害は政治的な現象がよく現れる。地域防災計画を早く見直し、それに合わせて被害予想を得ていれば、被害を最小限にできた。改めて地方の防災力がないことを浮き彫りにした。災害は想定外で起きることを絶対に忘れてはならない」◆**デスクメモ** 文中の岡村氏は福島原発事故の2年前、869年の貞観地震を踏まえ、大津波襲来の危険性を訴えた。だが備えに至らず事故に。その同氏が問題視した能登半島北方沖の活断層群。至らぬ備えがまたあらわに。何とかしたかった。M8.1試算を12年前に報じた身として自責の念が募る。(榊)



前知事の谷本正憲氏(左)と現知事の馳浩氏
=2022年3月、石川県庁で

[2024年1月19日(金)]

○今朝の東京新聞社説『砂川事件判決 公平な裁判だったのか』を以下に転載させていただく。「1957年の砂川事件を巡り最高裁長官が米国側に評議の状況などを伝えたことで「公平な裁判を受ける権利が侵害された」として国に損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は原告の訴えを退けた。「具体的な評議内容まで伝えた事実は認められない」との判決は疑問で納得しがたい。1955年に米軍基地拡張のため東京都砂川町(現立川市)周辺の土地を大規模に収用する計画が浮上し、これに反対する運動は「砂川闘争」と呼ばれた。地元住民を学生や労働者が支援し警官隊らと衝突を繰り返した。1957年に柵が倒れたことで学生ら23人が米軍基地内に立ち入り、7人が旧日米安全保障条約に基づく行政協定の実施に伴う刑事特別法の違反罪で起訴された。1959年の一審判決は「米軍駐留は憲法違反」として無罪を言い渡したが、検察は高裁を飛び越えて最高裁に「跳躍上告」最高裁は一審判決を破棄、差し戻して1964年に7人の有罪が確定した。判決が再び注目されたのは2008年以降、米国国立公文書館での文書発見がきっかけだ。砂川事件の上告審の審理中に当時の田中耕太郎最高裁長官がマッカーサー2世・駐日米大使らと裁判所外で面談していたことが記され、一審判決は覆される旨の発言まであった。原告が「公平な裁判を受ける権利が侵害された」と受け止めたのは当然だろう。しかし東京地裁は判決で「具体的な評議内容、予想される判決内容まで伝えた事実は認められない」などと述べ、訴えを棄却してしまった。米国の公文書は駐日米大使が國務長官に宛てた電報や書簡の写しであり、極めて重要な書類である。「世論を揺るがす少数意見を避けたい」との表現は、最高裁長官の意向そのものだ。米側と評議の進め方などを巡り協議していたことを示す内容ではないのか。そもそも米軍基地自体が問題となっていた中で、最高裁長官が当事者とも言える駐日米大使と面会し、裁判を話題にすること自体が不適切極まりない。地裁が「文脈や意図が不明」「長官の発言が不明」と判断したのも早計だ。憲法37条が保障する「公平な裁判を受ける権利」は民主主義国で最も基本的な権利のはずだ。司法が身内を守るような発想では信用を失うだけである。」☞ 上記の不可解な東京地裁の判決は15日に行われた。もし米国国立公文書館での文書発見がなければとうの昔に忘れ去られていた事件である。いくら米軍占領下の事件とは言え、時の最高裁長官が占領軍の意向に忖度するとは情けない話である。砂川闘争と砂川裁判については、つい先日も東京新聞が詳しく報じているので、末尾のサイトを参照願いたい。また本件とは全く関係ないが、この最高裁長官・田中耕太郎は我が高校の大先輩で、中野正剛、広田弘毅、緒方竹虎らと共に崇め奉られていた人物であった。

<http://sismosocial.web.fc2.com/Sunagawa2024.pdf>

[2024年1月20日(土)]

○今朝の朝日新聞社説『自民裏金事件 政治責任不問にできぬ』を以下に転載させていただく。「自民党の派閥の構造的な腐敗が明らかになった政治資金パーティーをめぐる事件の捜査は、会計責任者らの訴追にとどまり幹部議員の立件には至らぬままひとつの区切りを迎えた。政治への信頼を失墜させた罪は重く、刑事責任

は免れても、政治的・道義的責任が不問に付されるわけではない。自民党はうみを出し切り政治資金の徹底した透明化を果たさねばならない。パーティー収入の一部を政治資金収支報告書に記載しなかったとされた額は、最大派閥の安倍派が約6億8千万円、二階派が約2億6千万円、岸田派が約3千万円。東京地検特捜部は、松野博一前官房長官ら「5人衆」を含む安倍派幹部や、二階俊博元幹事長らから任意で事情を聴いたが、会計責任者との共謀は問えないと判断した。安倍派では、ノルマを超えた販売収入の還流が長年の慣行になっており、そのこと自体は派閥幹部も承知していたが、報告書への不記載は知らなかったという。大規模で組織的な裏金づくりが横行しながら政治家の責任が一切問われないようでは、同じことが繰り返されても不思議ではない。会計責任者が有罪なら議員にも責任が及ぶ連座制の導入が急務だ。安倍派では所属議員の大半が裏金を受領していたとされるが、先に逮捕された池田佳隆衆院議員のほか、政治家本人の立件は、4千万～5千万円規模を記載しなかった大野泰正参院議員と谷川弥一衆院議員の2人にとどまった。特捜部は政治資金をめぐる過去の同種事件を参考に、「3千万円」を基準にしたようだが、それ以下ならおとがめなしとの結論をどれだけの人が納得できよう。今後、検察審査会への申し立ても想定される。幹部議員の責任とあわせ、無作為に選ばれた市民による判断を注視したい。岸田首相はおととい、岸田派が立件対象と報じられるや、派閥を解散する意向を唐突に表明した。二階派の二階会長も同調し、安倍派もきのうの派閥の議員総会で解散を決めた。裏金づくりの温床となった派閥にメスを入れるのは当然だ。ただ、自民党が自社さ連立で政権復帰した後の1994年末、当時の5派閥が「解散」を宣言しながら勉強会などの形で活動を再開し、結局、元に戻った過去を忘れるわけにはいかない。裏金づくりの実態を明らかにし、政治資金の流れをガラス張りにする。派閥解消を目くらましに、その手を緩めることは断じて許されない。」

☞ これらの茶番劇にはあきれ果ててコメントする気にもなれない。



1月21日の東京新聞に掲載された佐藤正明氏の風刺漫画『茶番劇か』

[2024年1月21日(日)]

○今朝の東京新聞社説『週のはじめに考える 司法は憲法のために(仮題)』を転載させていただく。「政治部門は国民のために働く。司法は憲法のために働く」米国連邦最高裁のジョン・ロバーツ首席判事が述べた言葉です。2018年ミネソタ大学ロースクールでの講演会でした。日本でいえば最高裁長官です。何とも明快です。その続きの言葉も聞いてみましょう。「私どもの役割は非常に明確です。合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治がその枠内で行われることを保障することです」 ◆**司法は憲法のため働く** 「そのためには政治部門からの独立が必要です。(中略)独立がなければ、生徒に対し国旗に敬礼することを強制できないとの判決はなかったでしょう」「独立がなければ鉄鋼接收裁判もなかったでしょう。大統領はたとえ戦時下でも憲法に拘束されると判決が出されました」前者は1943年のバーネット判決、後者は1952年のヤングスタウン判決です。朝鮮戦争の時です。鉄鋼業でストライキになると銃弾も作れません。当時の大統領は鉄鋼業を接收しましたが連邦最高裁は「大統領にその権限はない」とした判決でした。司法が政治から独立している証左です。昔の話だけではありません。ロイター通信によれば、2020年の中絶手術を大幅に制限するルイジアナ州法は連邦最高裁で無効とされました。LGBT(性的少数者)労働者の権利を擁護する判決もありました。不法移民の保護を廃止しようとする当時のトランプ大統領の動きも司法が阻止しています。いずれも保守派のロバーツ氏がリベラル派に回った結果でした。「司法は憲法のために働く」の言葉どおり、憲法理念の実現に力を尽くしたのでしょうか。でも、米国にも恥ずべき判決があります。例えば1944年の「コレマツ判決」。第2次大戦中の日系人の強制収容について、連邦最高裁は「違憲ではない」としました。米国司法省は後に過ちだったとしますが、ロバーツ氏はその原因は「裁判所が政治的圧力に屈したため」と断言しています。政治からの独立が司法にとっていかに大事であるか、このエピソードからも読み取れます。 ◆**政治への同調圧力では** 日本の場合はどうか。昨年秋からの重要裁判を振り返ります。例えば1票の格差訴訟。参院選で最大3倍もの格差があっても最高裁は「合憲」でした。1人1票のはずが、0.33票の価値しかない選挙区の有権者が20%超もいるのに…。「違憲無効」とした判事は1人のみ。「違憲状態」としたのも2人だけでした。野党の臨時国会の召集要求に長期間、内閣が応じなかった訴訟でも、最高裁は原告の訴えを退けています。こちら「違法」と断じた判事は1人のみでした。集団的自衛権の行使を認めた、安全保障関連法の違憲性を巡る裁判で、仙台高裁は「違憲ではない」と。歴代政権は個別的自衛権の行使のみを認めていたのでは…。日本では政治向きの話になると、腰が引ける感じです。同調圧力が働くのでしょうか。「ニュールンベルグ裁判」(1961年)という米国映画があります。被告席にいるのはナチスドイツのヒトラー総統でもゲッベルス宣伝相でもありません。裁判官が裁きを受けるドラマなのです。世界的に有名な法学者で裁判官も被告の一人でした。民主的で先進

的なワイマール憲法の起草にも加わっています。映画では「ヤニング」という名前です。なぜ彼がヒトラーに迎合したのか。弁護人は「彼が祖国を裏切れば良かったのか」「ドイツ国民全員も罪に問わねば」「国益のためだった」と熱弁を振るいます。でも、ヤニングは弁護人の言葉を遮り、「私は罪深い。彼らの正体を知りつつ同調していたのだ」と陳述します。自分の責任を認めたのです。米国人の裁判長は彼に終身刑を言い渡しました。裁判長が米国に帰国する直前のことです。ヤニングは彼に面会を求めます。そして、裁判長に「判決を尊敬しています」と称えました。一方で「何百万人もの虐殺は知らなかった。それだけは信じてください」と述べます。◆**歴史の法廷で裁かれる** 裁判長はこう答えました。「ヤニングさん、あなたが無実と知りつつ死刑にしたのが始まりなのですよ」国益であれ、愛国心であれ、誤りは歴史の法廷では許されません。司法が政治部門に同調して「憲法違反」を見逃すようなことがあってはなりません。「ヤニングさん、あなたが…」と歴史の裁判長に言われぬよう、裁判官たるもの、憲法のために働いてほしいものです。」○今朝の東京新聞に掲載されていた前川喜平氏の本音のコラム『宇宙の夢と地上の悪夢』を右に転載させていただく。



2024年1月21日 文責：瀬尾和大